

重 要 事 項 説 明 書

1. 運営規程関係について

事業者の名称 社会福祉法人 悦生会
法人所在地 さいたま市北区別所町892番地
電話番号 048-665-0753

施設の名称 特別養護老人ホーム なごみの里
所在地 さいたま市北区別所町892番地・899番地
電話番号 048-665-0753
FAX番号 048-665-0772
施設長 渡辺 敏雄

利用施設で実施する事業 指定介護老人福祉施設 入居定員180名
介護保険事業者番号 1176504726

2. (事業の目的)

社会福祉法人悦生会が開設する指定介護老人福祉施設「なごみの里」(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入居者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。
(運営の方針)

- 「安全」「安心」「家庭的」をモットーに事業の実施に当たっては、入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 従業者は、入居者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。
 - 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者および他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 前5項のほか、「さいたま市指定介護老人福祉施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年さいたま市条例第70号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

3. 施設介護サービス内容の概要について

施設利用者のサービス目標やサービス内容は、施設利用者のご希望や身体状況その他勘案して、介護支援専門員が作成するケアプランに基づいて行います。

(1) 介護保険給付サービス

- ◇居 室 部屋の割振りは、施設利用者の身体状況その他を考慮して行います。
- ◇食 事 管理栄養士が作成した献立表により、栄養と施設利用者の身体状況に応じた配慮したバラエティに富んだ食事を計画し、提供します。
食事は可能な限り離床し、食卓で食べていただけるように配慮し、体調に応じて居室での食事も可能です。

(食事の時間) 朝食 午前 7 時 30 分から
昼食 午前 11 時 45 分から
夕食 午後 5 時 45 分から

- ◇排泄 施設利用者の身体状況に応じ、適切な排泄介助を行うとともに排泄の自立に向けて適切な援助を行い、プライバシー保護に留意します。
- ◇入浴 施設利用者の身体状況に応じた適切な方法により入浴の機会を提供します。
- ◇離床・着替え・整容等
寝たきり防止のためできるだけ離床、適切な体位交換に配慮します。
生活のリズムを考慮して、朝夕の着替えを行うよう配慮します。
衣類の洗濯は適時行い、シーツ交換は週 1 回行います。
- ◇健康管理 年間を通して定期健診を行う他、嘱託医による週 1 回の診療および薬剤の管理、口腔衛生、服薬管理、リハビリ、バイタルチェック等健康管理に努めます。緊急診療等必要な場合は、嘱託医あるいは協力医療機関等に受診します。
- ◇相談および援助
施設利用者およびご家族または身元保証人からのご相談など生活相談員が誠意を持って応じ可能な限り必要な援助・改善等に努めます。

(2) 介護保険給付外サービス

- ◇日常生活用品
- ◇レクリエーション行事等の実施
- ◇日常生活用品の購入代行
- ◇金銭管理 (原則的には、自己または家族等の管理です。生活相談員がご相談の上、必要最小限の範囲で管理委託を受託します。
*これらは、介護保険給付外サービスになるため実費自己負担になります。

4. 施設の職員の職種、主なる職員体制及び職務内容

令和 8 年 6 月 1 日現在

施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとします。

- 1) 施設長 (管理者) 1 人 (常勤)
施設長は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2) 医師 1 人 (非常勤)
医師は、入所者の健康状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置をとる。
- 3) 生活相談員 2 人 (常勤)
生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- 4) 看護職員 7 人 (常勤) 2 人 (非常勤)
看護職員は、利用者日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 5) 介護職員 53 人 (常勤) 14 人 (非常勤)
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 6) 栄養士又は管理栄養士 1 人 (常勤)
栄養士又は管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- 7) 機能訓練指導員 1 人 (非常勤)
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- 8) 事務職員 7 人 (常勤) 5 人 (非常勤)
事務職員は、必要な事務を行う。
- 9) 介護支援専門員 2 人 (常勤) 1 人 (非常勤)
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

5. 職員の勤務体制

職員の勤務時間は実働 8 時間とし 24 時間をシフト勤務とします。

- (1) 介護職員は、日勤・早番・遅番・夜勤の 4 シフトとして、勤務時間はユニットの状況に合わせて対応します。
- (2) 事務職、看護職員は日勤（8:30～17:30）を基本とします。

6. 事故時の対応等及び災害時策ならびに衛生管理等

- (1) 事業者は、サービス提供に際して利用者の怪我や体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- (2) 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。
ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

非常災害時の対策（防火管理者＝担当者）

非常時の対応は、施設の防災計画によって対処します。

施設では、消防関係法に基づく年間の防災計画によって、消火訓練・通報訓練避難訓練・救助訓練等を実施し、非常災害時に備えています。施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

衛生管理等

施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

7. 苦情対応

- (1) 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、生活相談員、及び市町村又は国民健康保険団体連合会に対して申し出ることができます。
又、個人情報の取扱に関する苦情がある場合も同様に、苦情を申し出る事ができます。
- (2) 当施設内の苦情窓口については、下記で対応いたします。

生活相談員 鈴木 亜紀 豊田 真里

第三者委員 丸山 ヤス

大岡 浩子 施設にご意見箱が設置してあります

電話番号 048 (665) 0753

FAX 番号 048 (665) 0772

公的行政機関においても、苦情申し出等ができます。

さいたま市北区区役所高齢介護課

所在地 さいたま市北区宮原町 1-852-1

電話番号 048 (669) 6067

さいたま市長寿応援部介護保険課

所在地 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話番号 048(829)1264

さいたま市福祉部高齢福祉課

所在地 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話番号 048(829)1259

埼玉県国民健康保険連合会

所在地 さいたま市中央区下落合1704

電話番号 048(824)2568

埼玉県社会福祉協議会内 埼玉県運営適正化委員会

所在地 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

電話番号 048(822)1194

- (3) 提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

8. 緊急時等における対応方法

施設は、サービス提供を行っているときに、入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。

2 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

9. 第三者評価の実施状況

実施の有無 無

10. 身体拘束の禁止

- (1) 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (2) 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等の書面に記録します。
- (3) 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

11. 虐待防止

施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 2. 業務継続計画の策定等

施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

1 3. ご利用の際にご留意いただく事項

- (1) ご面会 面会時間(午前9時00分から午後8時00分)を厳守してください。
施設玄関受付にて面会票にご記入の上、面会をお願いします。
- (2) 外泊・外出 所定の「外泊・外出届」にご記入の上、必ず職員へ行き先・帰園予定日時等を知らせてください。
- (3) 喫煙・飲酒 喫煙は、決められた場所で行います。
飲酒は、主治医の許可がある場合に限り所定の場所にて行います。
- (4) 迷惑行為 他の利用者の迷惑となる行為は、しないでください。
- (5) 所持品管理 現金などの大切なものは、原則として自分で管理し、居室内の整理整頓に心掛けてください。
季節ごとの衣類の交換は、ご家族が行ってください。
- (6) その他 宗教活動・政治活動・物品販売等はできません。
ペットの持ち込みは、お断りします。

1 4. 個人情報保護規定

- (1) 個人の尊厳を最大限に尊重するという基本理念のもと、個人情報の適正な取り扱いに関して「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関連法令等を遵守します。

1 5. 看取り介護の指針

- (1) なごみの里看取り介護の指針に沿って、利用者またはご家族の希望を確認し、看取りに対しての希望を出来る限り叶えられるように、嘱託医その他施設職員でカンファレンスを行い協力します。

1 6. 入居者の安全ならびに介護サービスの質の確保等

施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するものとする。

1 7. 施設の概要

①建物規模構造(本館)

敷地面積	4, 6 4 0. 4 0 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造3階建
延床面積	4, 4 7 1. 2 7 m ²

建物規模構造（別館）

敷地面積	2, 389. 99 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造4階建
延床面積	3, 163. 90 m ²

②居室（180室）本館100室・別館80室

18ユニット（1ユニット10人） 本館10ユニット・別館8ユニット

③主な設備（本館）

一般浴室	3室
特別浴室	2室
脱衣室	3室
医務室	1室
便 所	1ユニット3カ所
洗面所	各居室完備
調理室	1室
スタッフルーム（介護職員室）	3室

主な設備（別館）

一般・特別浴室	8室
特別浴室	2室
脱衣室	8室
医務室	1室
便 所	1ユニット3カ所
洗面所	各居室完備
調理室	1室

18. クリニック

名 称	松本医院
医 師	松本 雅彦
所在地	さいたま市北区奈良町162-8
TEL	048-652-3587

19. 協力医療機関

名 称	医療法人聖仁会西部総合病院
所在地	さいたま市桜区上大久保884
TEL	048-854-1111（代表）

名 称	医療法人三慶会指扇病院
所在地	さいたま市西区平方領領家983番地
TEL	048-623-1101（代表）

名 称	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院
所在地	上尾市柏座1-10-10
TEL	048-773-1111（代表）

名 称	医療法人 千恵雅会 関口デンタルオフィス
所在地	さいたま市北区宮原町4-134-24
TEL	048-652-1182

20. 利用料金表

別紙参照願います。

利 用 料 金 表

【特別養護老人ホーム なごみの里】

令和8年6月～

厚生省令の運営基準で定められた料金	1. 介護報酬に係わるもの（1割、2割、3割 負担）								
	項目	区 分		要介護区分	介護報酬		金 額	金 額	金 額
					単 位	金額(10割)	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
	① 基本額	ユニット型 介護福祉施設	夜間勤務体制 基準型	要介護1	670単位	7,155円	716円	1,431円	2,147円
				要介護2	740単位	7,903円	791円	1,581円	2,371円
				要介護3	815単位	8,704円	871円	1,741円	2,612円
				要介護4	886単位	9,462円	947円	1,893円	2,839円
				要介護5	955単位	10,199円	1,020円	2,040円	3,060円
	② 加算額	療養食加算		1回につき	6単位	64円	7円	13円	20円
		安全対策体制加算		入所時のみ 1回	20単位	213円	22円	43円	64円
		夜勤職員配置加算（Ⅱ）		1日につき	18単位	192円	20円	39円	58円
		日常生活継続支援加算（Ⅱ）		1日につき	46単位	491円	50円	99円	148円
		看護体制加算（Ⅰ）		1日につき	4単位	42円	5円	9円	13円
		看護体制加算（Ⅱ）		1日につき	8単位	85円	9円	17円	26円
		外泊時費用	月6日を限度	1日につき	246単位	2,627円	263円	526円	789円
		初期加算	入所した日から 30日以内の期間	1日につき	30単位	320円	32円	64円	96円
		介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）		月総単位数の17.6%					
利用者負担の計算方法		①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10.68円（さいたま市の地域加算）－9割、8割、7割分（小数点以下切り捨て）＝利用者負担（1割、2割、3割分）。ただし、金額は小数点以下切り捨てなので、多少の誤差がです。							
2. その他の費用（利用者負担10割）									
居住費（1日につき3,000円）					90,000円				
食費（標準負担額） 1日につき（内訳 朝 580円 昼 580円 夜 580円）					1,740円				
健康管理費（インフルエンザ予防接種代等）					実費				
預かり金品管理代 1ヶ月につき					2,500円				
理美容代					実費				
私物洗濯代（外部業者利用時）					実費				
利用者の希望する日用品代					実費				
運営基準で定められた以外の料金	3. 介護保険運営基準外の費用（利用者負担10割）								
	趣味・嗜好品・外注食・喫茶室の飲食代					実費			
	希望者を対象にした行事に係わる費用					実費			
	遠方の医療機関等へ通院又は入院する際に要する交通費等費用					実費			

※施設全体の行事食、おむつ等は介護報酬に係わる費用に含まれる。